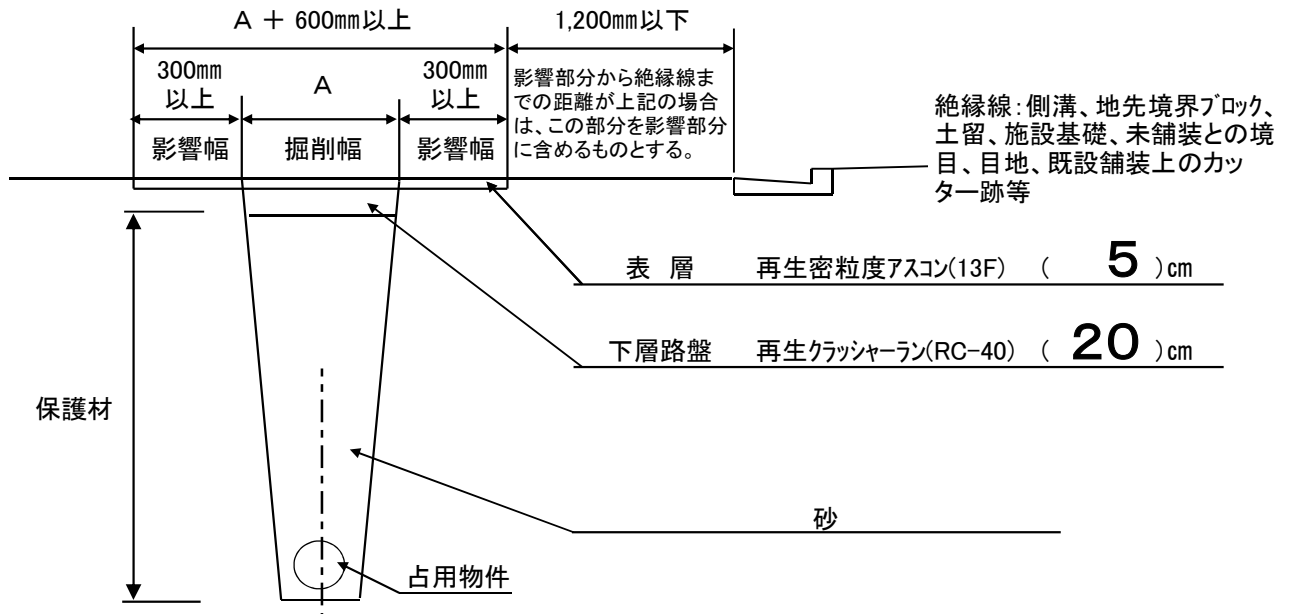


道路復旧標準断面図

【法定外公共物(公衆用道路)】(車道部)



- ・車道部の仮舗装を行う場合は、舗装厚を防塵程度として原則3cmとし、除雪期をまたぐまたは半年以上の長期間となる場合は5cmとする。また、路面は著しく平坦性を損なうようなことは無いようにし、本復旧を行うまで良好な路面管理を行うこと。
- ・条件に疑義がある場合は協議をすること。